\ことみせ・商店街に加盟する生鮮三品(魚・肉・青果)取扱店の皆さま!/

生鮮三品小売店支援事業 を

利用しませんか?

対象事業

販売力向上のための店舗の増改築や、改修及び生鮮品の加工・保存等の設備購入に要する経費



ショーケースが古くなってきたので買い 換えたい!

店内に段差があるためバリアフリーにして様々なお客さんに来てもらいたい!



※部品の交換のみの修繕、店舗での利用が想定しにくい家庭用小型調理家電等、加工・保存に 関連のないレジスター等は**対象外**。補助対象となるか<u>必ず事前に</u>ご確認ください。

補助対象店舗 次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- ・生鮮三品(魚・肉・青果)の取扱店で店頭販売を行っていること。
- ・<u>区商店街連合会に加盟している商店会の会員店舗</u> もしくは <u>区内共通商品券の取扱</u> 店かつ、ことみせに登録している店舗。
- ・生鮮品の売り場面積が 50%以上を占め、総売り場面積が 250 ㎡未満であること。 ※惣菜等の売場が過半を占める場合は申請できません。
- ・食品衛生法に基づく販売業許可を得ていること。
- ・個人住民税又は、法人住民税を滞納していないこと。
- ・事業の実施前に申請を行っていること。

補助内容

(補助率) 1/2

省エネの業務用冷蔵庫への 買い換えなども OK です!



(補助限度額) 改修経費:200万円 設備購入費:100万円

その他

- ・予算には限りがございます。予算上限に達し次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。
- ・事業の実施にはやむをえない場合を除き区内の中小企業を活用してください。
- ・補助回数は、1店舗あたり1か年度1回までです。

問い合わせ

江東区 地域振興部 経済課 商業振興係

Tel:03-3647-9502/Fax:03-3647-8442/mail:0602070@city.koto.lg.ip